

栄養ケア・マネジメントを バックアップいたします

公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

★ケア・マネジメントをお手伝いします★

介護職員が行う場合

<口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)>

20単位/回

※6月に1回



利用者・介護職員等

スクリーニング内容【口腔・栄養】

- 硬いものを避け柔らかいものばかり食べる
- 入れ歯を使っている
- むせやすい
- 身長体重 (BMI18.5未満)
- 1～6か月の体重減少 (3%未満)
- 血清アルブミン値3.5g/dL未満)
- 食事摂取量 (75%未満)

介護支援専門員

口腔・栄養
スクリーニング

(チェックした全員の情報を文書で提供)

専門職への相談提言や
適切なサービス選択

<栄養改善加算>
200単位/回

居宅における食事の
状況を聞き取った結
果、課題がある場合
は、同意を得て、利
用者の居宅を訪問し、
居宅での食事状況・
食事環境等の具体的
な課題の把握や、主
として食事の準備を
する者に対する栄養
食事指導等の栄養改
善サービスを提供

管理栄養士が行う場合

<栄養アセスメント加算>

フィードバック

厚生労働省
LIFE

50単位/月

アセスメント内容

- 低栄養状態のリスク
- 食生活状況等
- 多職種連携による栄養ケアの課題等

データ抽出
(利用者全員)



利用者・管理栄養士・看護職員・介護職員等

(利用者又はその家族に結果説明)

※必要に応じて栄養食事相談等



介護支援専門員

多職種による栄養アセスメント

(3月に1回以上)

(低栄養状態等の利用者は情報

※算定は毎月可

共有しサービス提供の検討を依頼)



出典：令和3年度介護報酬改定(栄養関連)の概要について 厚生労働省老健局老人保健課資料

《お問い合わせ先》

公益社団法人 鹿児島県栄養士会
栄養ケア・ステーション まで

〒890-0056

鹿児島市下荒田一丁目36-1

TEL 099-256-1216

FAX 099-256-1217

携帯 080-7835-0607

E-mail cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp



管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 鹿児島県栄養士会 栄養ケア・ステーション

※次のような手順があります。

1 業務委託契約

栄養ケア・ステーションへ「依頼申込書」（※栄養士会ホームページをご覧ください）を、FAX・E-mailで送るか、またはお電話ください。ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬・介護報酬等の請求請求事務はできませんのでご注意ください。

2 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせします。その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

3 指導当日

事前の打ち合わせ通り、業務を実施します。

4 業務委託費用の精算

毎月末日締め後、請求書を郵送いたします。請求書に記載された指定口座に15日頃までに振込みをお願いいたします。振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元さままでのご負担をお願いしております。



「栄養ケア・ステーションは地域での栄養ケア活動に貢献します。」